

5 年 保 存
機 密 性 1
平成 30 年 1 月 26 日から 平成 35 年 1 月 25 日まで

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

## 働き方改革の推進に向けた特別チームの編成について

長時間労働の是正については、これまでも、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、時間外・休日労働が月 80 時間を超えていると考えられる事業場等に対して監督指導を行ってきたところであるが、働き方改革を通じ、労働者の労働条件の確保改善を図っていくため、労働時間に関する法制度の周知と法令遵守のための指導に万全を期していく必要がある。

特に、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる中小規模の事業場に対しては、きめ細やかな相談・支援を行っていくことが法令の履行確保のためにも必要であることから、平成 30 年度から、下記のとおり特別チームを編成し取り組むこととするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

## 1 労働基準監督署における特別チームの編成等

平成 30 年 4 月 1 日から、全ての労働基準監督署において、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うための特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置する。

なお、「労働時間改善指導・援助チーム」は「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」の 2 班に編成する。

## 2 特別チームの役割等

## (1) 労働時間相談・支援班の役割

中小規模の事業場については、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない場合が多いと考えられることから、これらの事業場が労働時間に関する法制度を理解した上で、長時間労働の削減のための取組を実施することを促すためのきめ細やかな相談・支援等を行うものとする。

(2) 調査・指導班の役割

長時間労働の是正に係るこれまでの取組を踏まえ、その強化を図るため、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行うものとする。

調査・指導班は、労働時間改善特別対策監督官により編成するものとする。

(3) 労働時間相談・支援コーナー

主に、中小規模の事業場に対して、労働時間に関する法制度の周知、長時間労働の削減のための助言・支援を行うほか、時間外・休日労働協定の適正化に係る窓口指導を行うものとする。

同コーナーにおいては、相談者の具体的な取組につながるよう、懇切・丁寧な対応を徹底するものとする。

同コーナーにおける相談対応等は、労働時間相談・支援班が行うものとする。